

岩手県の事務を市町村が処理することとする事務処理の特例に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年 3月29日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第13号

岩手県の事務を市町村が処理することとする事務処理の特例に関する規則の一部を改正する規則

岩手県の事務を市町村が処理することとする事務処理の特例に関する規則（平成12年岩手県規則第50号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
第21条 条例別表第2の11の3の項の規則で定めるものは、次に掲げる事務（盛岡市以外の市町村にあつては、第2号に掲げる事務を除く。）とする。 (1)～(9) [略]	第21条 条例別表第2の11の4の項の規則で定めるものは、次に掲げる事務（盛岡市以外の市町村にあつては、第2号に掲げる事務を除く。）とする。 (1)～(9) [略]
第32条 条例別表第2の32の3の項の規則で定めるものは、次に掲げる事務とする。 (1) <u>障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第54条第3項の自立支援医療受給者証の交付に関する事務</u> (2) <u>障害者自立支援法施行細則（平成18年岩手県規則第102号。以下この条において「規則」という。）第4条第1項の自立支援医療費（育成）支給認定申請書（新規・再認定・変更）の受理に関する事務</u> (3) <u>規則第5条の自立支援医療受給者証等記載事項変更届（育成医療）の受理に関する事務</u> (4) <u>規則第6条の自立支援医療受給者証・自己負担上限額管理票再交付申請書の受理に関する事務</u>	第32条 削除
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この規則は、平成25年 4月 1日から施行する。